

(令和6年度予算)
ローカルマッチプロジェクト事業運営業務

企画提案仕様書

札幌市経済観光局産業振興部

1 業務名

ローカルマッチプロジェクト事業運営業務

2 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 事業概要

学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから未掲載であった企業や、新卒者を初めて採用する企業が情報を掲載し、またサイト運営事業者から伴走型の支援を受けることで、学生と企業のマッチングを促進する。

4 事業費

15,000千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

5 業務内容

受託事業者が運営する就職支援サイト（従業員の採用を計画する企業の情報を掲載し、求職者とのマッチングを図ることを目的としたウェブサイト）に、札幌市内に本社を構える中小企業の情報を掲載し、大学・短大等に通う令和6年度卒業予定者（大学院生並びに卒業後3年以内の既卒者を含む。以下、「大卒予定者等」という。）に当該企業の情報を効果的に発信する。

(1) 対象企業

中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、札幌市内に本社を構え、以下の条件を満たす企業とする。

なお、掲載企業が基準を満たしていることは、受託事業者が確認すること。

ア 令和7年4月から大卒予定者等を北海道内で従事する正社員として雇用する予定がある企業。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う企業ではないこと。

ウ 過去に本事業の企業情報掲載をしたことがない企業。

エ 過去1年間、「民間企業が運営する有料の新卒向け求人サイト」に掲載したことがない若しくは、掲載したが求人充足に至らなかった企業。

なお、受託事業者が運営していないサイトに掲載がないことについては、掲載応募企業からの申し出により確認することも可とする。

オ 法人市民税等の市税の滞納がないこと。

カ 事業主、または会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。

キ 受託事業者が運営する就職情報サイトの掲載基準を満たすこと。

(2) 企業の募集

掲載企業を募集するため広報を実施する。

企業募集にあたってはチラシ等の広報物の作成や広報媒体（インターネット広告

や新聞等)等を活用し、事業周知をすること。

(3) 企業の決定

応募があった企業から以下により 30 社の掲載企業を決定すること。

なお、事前に本市と協議の上、企業を決定することとする。

ア [6-(1)]の基準を満たす企業であること。

イ 掲載企業の業種は、日本標準産業分類の大分類 1 業種につき 5 社以下とし、幅広い業種となるように選定すること。

また、掲載企業の中には、人手不足業種（宿泊業・飲食サービス業、建設業、医療・福祉等）の企業を 10 社以上含めること。

ウ 採用意欲の高い企業であること。

エ 掲載終了後、事業効果確認のアンケート調査への同意があること。

(4) 掲載内容

受託事業者が運営する就職支援サイトに企業情報を掲載する場合の基本的なプランに基づくものとするが、以下の機能が基本的なプランに含まれていない場合は、これらの機能を付帯させて掲載すること。

また、[7-(2)]の目標を達成するため、受託事業者の判断で基本的なプランを上回る情報を掲載することも可能とする。

ア 企業によるプッシュ型の情報発信機能

イ 実際に働く社員に関する情報

ウ 掲載ページ訪問者の人数や属性等の統計機能

(5) 掲載企業の周知方法

掲載企業が大卒予定者等に認知されるよう、効果的な周知方法について提案すること。

なお、周知にあわせて本業務による掲載企業であることがわかる特集ページを作成し、掲載すること。

(6) 掲載期間

掲載決定後に受託事業者が運営する就職支援サイトに掲載が可能となる最も早い日から順次掲載することとし、令和 7 年 2 月 28 日までを掲載期間とするが、掲載期間終了後も受託事業者の負担により掲載を続けることを妨げない。

なお、掲載企業側から採用予定数の充足等により掲載終了の希望があった場合は、掲載を終了する。

(7) 掲載企業の費用負担

受託事業者は掲載企業 1 社あたり 10 万円（税別）を受け取ることとし、受領後、速やかに領収書等の写しを本市に提出すること。

また、本掲載料は、上記[6-(4)]の掲載内容に係る料金とし、掲載企業が自らの意思で、受託事業者が提供する掲載に伴う付帯サービスの購入を希望する場合は、本掲載料を超える料金を掲載企業から徴収することを妨げない。この場合、付帯サービスの内容と追加料金を予め掲載企業に提示し、承諾を得るとともに、本市へ報告を行うものとする。

なお、費用の支払いを受ける場合、その収納は受託事業者の責任において行うものとし、本市は収納の仲介を行わない。

(8) 掲載企業の採用支援

企業情報掲載業務で情報を掲載した市内の中小企業に対して、自社の特徴の洗い出しや大卒予定者等への効果的な訴求方法などを以下の手法により教示し、当該企業が求める人材を継続的に採用していけるよう採用力を高める。

ア 掲載企業向けセミナー開催による情報提供

掲載企業に対し、受託事業者が就職支援サイトの運営を通じて把握した大卒予定者等の企業選びのポイントなどを情報提供し、就職支援サイトの効果的な利用方法など、大卒予定者等への訴求方法をセミナー開催により教示すること。

開催方法等については、委託者・受託事業者双方協議の上決定するが、受託事業者が、本事業とは別に同種のセミナーを開催している場合、当該セミナーに掲載企業を参加させることによって掲載企業向けセミナーの開催とすることも可能とする。

なお、当該セミナーは就職支援サイトの掲載後速やかに開催すること。

イ 採用サポート担当による個別対応

掲載企業が抱える採用活動時の課題を解決するため、採用活動にノウハウを有する採用サポーターが電話やメール、訪問等によりサポートを実施すること。

(9) 合同企業説明会の開催

掲載企業と大卒予定者等とのマッチングを図るため、掲載企業限定の合同企業説明会を開催すること。

ア 会場設営・運営業務

大卒予定者等が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日は合同企業説明会が円滑に行われるよう、説明会全体の運営を行う。

会場は、掲載企業 30 社がブースを構えるのに十分な広さを確保すること。

イ 日時

開催予定日時は、大卒予定者等が集まりやすい時期とすること。

ウ 回数

各企業 2 回参加できるように開催すること。

受託事業者が、本事業とは別に大卒予定者等を対象とした合同企業説明会を開催している場合に、上記 2 回のうち 1 回は、本事業の掲載企業をブース出展参加させることをもって合同企業説明会の開催とすることも可能とするが、必ず 1 回は本事業の掲載企業限定の合同企業説明会を開催すること。

エ 広報

合同企業説明会に大卒予定者等を誘導するため、効果的な広報を実施すること。

オ 開催方法

原則、対面式とするが、社会情勢等を鑑みて対面式での開催が困難な場合はオンライン式での開催も可能とする。オンライン開催とする場合、使用ツール（アプリケーション）の選定及び掲載企業への講習等を実施すること。

(10) 内定者向け研修の開催

本事業を通じて令和 7 年 4 月入社予定の内定者に対し、早期離職予防を目的とした社会人としての基礎知識の習得や就業に際しての不安が払拭できる研修を実施す

ること。

ア 会場

市内中心部の利便性の良い会場を選定すること。

イ 定員

本事業による内定者のうち 60%以上を目標とする。

ウ 実施回数、実施時期

2 時間以上× 1 回

研修の実施が効果的と思われる時期に設定すること。

なお、その時期に設定した根拠を示すこと。

エ 開催方法

原則、対面式とするが、社会情勢等を鑑みて対面式での開催が困難な場合はオンライン式での開催も可能とする。オンライン開催とする場合、使用ツール（アプリケーション）の選定及び参加者への講習等を実施すること。

オ その他

受託事業者が、本事業とは別に同種の研修を開催している場合、当該研修に内定者を参加させることによって内定者向け研修の開催とすることも可能とする。

(11) 事業の進捗状況等報告

ア 定時報告

掲載を希望する各企業からの応募状況及び掲載決定状況等について、以下のとおり翌月 15 日までに本市に報告すること。

なお、令和 7 年 3 月分については、同年 3 月 31 日までに報告すること。

各報告に使用する様式については、受託事業者と本市の協議により別途設定する。

(ア) 企業からの応募と掲載

企業情報の就職支援サイトへの掲載応募状況について、掲載可否の他、業種や規模、採用希望人数を企業名や所在地などの基本的な情報等

(イ) 情報掲載企業へのエントリー等

掲載日以降の月間及び累計のアクセス数、エントリー数、内定者数、内定辞退数及び就職者数等

(ロ) 掲載企業への採用支援内容

掲載企業に実施した採用支援の概要等

イ 実施報告書の作成

業務完了後、掲載企業の業種・職種、本事業を知った認知経路、内定・就職決定者の目標と実績、各企業への支援内容とその効果、掲載企業への満足度調査、合同企業説明会やセミナーの実施報告などが盛り込まれた実施報告書を作成し、令和 7 年 3 月 31 日までに書面及び電子データで本市に提出すること。詳細については、事前に本市と調整すること。

(12) 他事業の周知協力

札幌市主催事業に関する周知等に協力すること。協力内容については随時、本市と受託事業者の双方協議のうえ決定する。

6 業務の目標

- (1) 掲載企業数
30社以上
なお、30社を超える企業の掲載を行った場合でも委託費の追加は行わないため留意すること。
- (2) 採用充足率（採用者数／採用予定者数）
65%以上

7 企画提案事項

- (1) 企画提案の要点
 - ア 掲載サイトの特色・登録学生数
企画提案における掲載サイトの特色・登録学生数を記載すること。
 - イ 業務目標
上記「6 業務の目標」を達成するための取組
- (2) 企業の募集
掲載企業を募集するための広報
- (3) 企業の決定
掲載予定業種等
- (4) 掲載内容
掲載の具体的な内容等
- (5) 掲載期間
- (6) 掲載企業の採用支援
採用支援の具体的な内容等
- (7) 合同企業説明会の開催
掲載企業限定の合同企業説明会の内容等も記載すること。
- (8) 学生への広報
- (9) 内定者向け研修の開催
- (10) 全体のスケジュール
1年間の流れが分かるように明示すること。
- (11) 業務全体に関わる運営体制
業務の責任者、運営スタッフ、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数など
- (12) 企画提案の概要
「企画提案様式4」の様式に基づき、提案の概要を提出すること。
なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。
- (13) 実施に係る経費
積算書の提出により、本業務の実施に係る経費を提案すること。

8 その他

- (1) 本業務の事務に係る経費等は全て受託事業者の負担とする。

- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託事業者双方協議の上決定する。
- (3) 個人情報の保護に関しては、「個人情報保護法」及び「札幌市個人情報保護条例」の規定を遵守すること。
- (4) 受託事業者は本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 受託事業者は、委託者に対し、本契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (6) 受託事業者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (7) 本業務は札幌市議会において令和6年度予算案が可決された場合に執行する。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
担当：平田、藤田（電話 011-211-2278）